

## 甲府市地域生活支援拠点事業実施要綱

平成31年4月1日

福第7号

### (目的)

第1 この要綱は、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成18年厚生労働省告示第395号）第一の二の3による地域における複数の機関が分担して機能を担う体制（以下「地域生活支援拠点」という。）を整備するために、必要な事項を定めるものとする。

### (地域生活支援拠点の機能)

第2 地域生活支援拠点は、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に定める障害者、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第4条第2項に定める障害児及びその家族（以下「障がい者等」という。）の高齢化、重度化及び親亡き後も見据えつつ、障がい者等の地域生活を支援するため、次に掲げる機能を担う。

- (1) 障がい者等からの相談に応じる機能
- (2) 緊急時の受け入れ、医療機関への連絡等必要な対応を行う機能
- (3) 障害福祉サービスの利用又は一人暮らしの体験の機会若しくは場を提供する機能
- (4) 専門的な対応の体制確保又は専門的な人材の養成を行う機能
- (5) 多様なニーズに対応できる地域の体制整備等を行う機能

### (事業内容等)

第3 地域生活支援拠点は、第2の機能を担うため、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第523号）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年厚生労働省告示第124号）及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年厚生労働省告示第125号）に基づく加算について算定可能な障害福祉サービス等（以下「拠点事業」という。）を実施する。

2 地域生活支援拠点は、前項に規定する拠点事業の総合調整等を図るため、コーディネート業務を行う。

### (実施主体)

第4 拠点事業の実施主体は、甲府市（以下「市」という。）とする。ただし、市長は、適切な事業運営が確保できると認められる指定一般相談支援事業者及び指定特定相

談支援事業者等に対し、第3第2項の業務を委託することができる。

(拠点事業を実施する事業所の登録)

第5 拠点事業を行おうとする事業者(以下「事業者」という。)は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第177号)第6条に規定する運営規程に、地域生活支援拠点の機能を担う事業所として規定し、甲府市地域生活支援拠点事業所登録申請書(第1号様式)により市長に申請し、市の登録を受けなければならない。

2 事業者は、次の各号のいずれかに該当しなければならない。この場合において、事業者は、該当する旨を証する書面を提出しなければならない。

(1) 山梨県若しくは市から指定障害者支援施設又は指定障害福祉サービス事業者の指定を受けていること。

(2) 山梨県若しくは市から指定障害児入所施設又は指定障害児通所支援事業の指定を受けていること。

(3) 市若しくは他市町村から指定特定相談支援事業者又は指定障害児相談支援事業者の指定を受けていること。

3 市長は、第1項の申請を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めたものについて拠点事業を実施する事業所として登録を行い、甲府市地域生活支援拠点事業所登録通知書(第2号様式)によりその旨を通知するものとする。

4 市長は、前項の規定により拠点事業を実施する事業所として登録を行った事業者(以下「登録事業者」という。)について、法人名、名称、所在地、連絡先、実施する拠点事業等の公表を行うものとする。

(変更等)

第6 登録事業者は、登録の内容に変更が生じたときは、速やかに甲府市地域生活支援拠点事業所登録変更届出書(第3号様式)により市長に届け出なければならない。

(廃止等)

第7 登録事業者は、拠点事業を廃止し、又は休止するときは、その1ヵ月前までに甲府市地域生活支援拠点事業所廃止・休止・再開届出書(第4号様式。以下「廃止・休止・再開届出書」という。)を、拠点事業を再開したときは、その後10日以内に廃止・休止・再開届出書を市長に提出しなければならない。

(調査等)

第8 市長は、登録事業者及び受託事業者に対して、必要に応じて拠点事業の運営状況にかかる調査を適宜実施することができる。

2 市長は、登録事業者及び受託事業者に対して、各事業の運営状況について、随時報告を求めることができる。

(委任)

第9 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。